



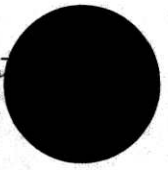
令和2年 7月16日

埼玉労働局長
木塚 欽也 殿

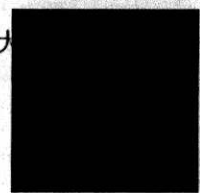
上尾市1-1
全日本自動車



連合会埼玉地
二階堂



さいたま市大
J A M



883

谷内



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める
申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用
機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動
を行う事業所を除く。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器
具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者45,574名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用
機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動
を行う事業所を除く。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器
具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法
第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における輸送用機械器具製造業の
労働者の概数 及び 合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数

令和元年事業所調査

適用労働者数
45,574 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	20事業所	25,592 人
合計	20事業所	25,592 人